

後期高齢者医療保険料についてのお知らせ

1 対象者

- ・広域連合(県)の区域内に住む75歳以上の方、65歳～74歳で一定の障がいのある方。
- ・これまで扶養に入っていて、保険料(税)を納めていなかった方も保険料を納めなければなりません。

2 保険料の計算方法について

保険料は被保険者が個人ごとに等しく負担する『均等割額』と前年所得に応じて負担する『所得割額』を合計した額となります。

年間保険料額				
賦課限度額 (<u>64</u> 万円)	=	《均等割額》 1人あたりの額 ※所得に応じて軽減措置有 (下記3参照) (<u>55,100</u> 円)	+	《所得割額》 所得に応じた額 (総所得金額等－33万円)× <u>10.38</u> %

※下線部分は前年度より変更された箇所です。

3 保険料の軽減について (令和2年度)

【均等割額の軽減】

所得の低い世帯の方については、被保険者の属する世帯(世帯主+被保険者)の総所得金額等に応じて、次の基準により保険料の均等割額が軽減されます。

軽減割合	軽減基準	均等割年額
<u>7.75</u> 割軽減	総所得金額等の合計が33万円を超えない世帯	<u>12,300</u> 円
<u>7</u> 割軽減	総所得金額等の合計が33万円以下で、かつ世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得なし)	<u>16,500</u> 円
5割軽減	総所得金額等の合計が【33万円+ <u>28.5</u> 万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	<u>27,500</u> 円
2割軽減	総所得金額等の合計が【33万円+ <u>52</u> 万円×世帯の被保険者数】を超えない世帯	<u>44,000</u> 円

※軽減特例見直しにより、判定所得区分の基準額や軽減割合が変更されています。(下線部分)

※軽減対象所得金額は、総所得金額等から公的年金に係る所得金額から15万円差し引いた額で判定します。

※軽減は世帯内の被保険者全員と世帯主の所得の合計で判定するため、被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

【制度加入前日に被扶養者であった方の軽減】

後期高齢者医療保険被保険者の資格を得た日の前日に被用者保険(協会けんぽ、健保組合、船員保険、共済組合など)の被扶養者であった方は、加入後2年を経過する月までに限り、以下の軽減が適用されます。

保険料	年間保険料額
均等割額	<u>5</u> 割軽減
所得割額	かかりません

←上表の均等割額7.75割軽減及び7割軽減に該当する場合は、そちらが優先されます。

※国民健康保険、国民健康保険組合の被扶養者であった方は対象となりません。

4 保険料・一部負担金の減免

災害などにより重大な損害を受けたときや、その他特別な事情により納付が困難な方については、申請により保険料・一部負担金が減免に該当する場合があります。市役所税務窓口に御相談ください。

5 保険料の納付方法 年金天引きについて(特別徴収)

《対象となる方》

年金額が年額18万円以上かつ同一の月に徴収される介護保険料との合計額が対象となる年金額の2分の1を超えない方(介護保険料が年金天引きであることが前提です)

※年金天引きの場合、前半(4月・6月・8月)は年間保険料が確定していない仮算定期間のため、保険料は前年度2月と同額を差し引き、後半(10月・12月・2月)で残りの保険料を調整します。過払いになっていた場合は後日お返ししますので、次の通知をお待ちください。

～ 年金天引き(特別徴収)の例 ～

令和元年度(平成31年度)の保険料額
年額34,100円

6,000円	6,000円	6,000円	5,500円	5,300円	5,300円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

令和2年度の保険料額
年額39,200円

5,300円	5,300円	5,300円	7,900円	7,700円	7,700円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

令和元年度(平成31年度)の保険料額
年額54,400円

6,900円	6,900円	6,900円	11,300円	11,200円	11,200円
4月	6月	8月	10月	12月	2月

令和2年度の保険料額
年額27,500円

11,200円	11,200円	11,200円	←8月分の過払いとなった6,100円は後日還付されます。		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

※次年度の4月以降は一時的に特別徴収は停止され、普通徴収(納付書払・口座振替)に切り替わります。

6 よくある質問



問① これまで国民健康保険税を口座振替にしていたのですが、後期高齢者医療保険料は口座から引かれないのですか？

答① 国民健康保険税を口座振替にされていた方も、後期高齢者医療保険料では、**新たに口座振替の手続きが必要になります。(自動的には変わりません)**



問② 年金からの天引きではなく、自分で納付したいのですが？

答② **後期高齢者医療保険料は、原則、年金からの天引きになりますが、口座振替の場合にのみ、変更が可能です。**まず、農協や銀行、郵便局などで、後期高齢者医療保険料分を口座振替にするよう手続きをします。その後、市役所窓口にて年金からの差し引きを中止するための手続きをしていただきます。お申し出をいただいてから年金天引きを中止するまで2～3か月かかります。それまでの間は、年金からのお支払いとなりますので御了承ください。



問③ 年金から差し引いてほしいのですが、どこで手続きすればいいのですか？

答③ 年金から差し引く場合、お手続きの必要はありません。年金差し引きになる場合は、事前にお知らせします。なお、年度途中で75歳になられた方は、しばらくの間は普通徴収(納付書払い、または口座振替)となります。



問④ 去年は年金から引かれていたのに、今年はなぜ引かれなくなったのですか？

答④ 以下の理由等により、年金差し引きができなくなります。

- ・年金差し引き対象の年金支給額が年額18万円未満の方
- ・所得の変更等により保険料が年度途中で減額になった方
- ・年金の登録住所地在住民基本台帳と異なる方
- ・介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が年金額の2分の1を超えている方
- ・介護保険料が年金から差し引かれていない方
- ・年金担保貸付を受けている方
- ・前年度途中で年間保険料を納め終わった方(次年度は納付書払い、または口座振替となります)